

昭和56年5月31日以前に
建てられた木造住宅に
お住まいの方へ



30年以内に70%~80%の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震による被害を最小限とするため、木造住宅の耐震化を支援しています。専門家や窓口の相談も随時行っていますので、積極的にお住いの耐震化を進めていただくようお願いいたします。

ステップ1 わが家の専門家診断事業

- 電話、HPで申し込みが出来ます。
- ホームページからも申し込み出来ます。
- 市内の専門家を派遣して診断します。

無料診断

0円

令和
6年度未
終了

ステップ2 木造住宅耐震補強助成事業

- 100万円（事業費の8割）、さらに条件によっては20万円加算されます。
- 補助を受けるためには事前の申請が必要です。

補助額上限

120万円

令和
7年度未
終了

<担当窓口> ●浜松市役所 都市整備部 建築行政課 建築耐震グループ
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 4階
TEL 053-457-2473

詳細は裏面をご覧ください。

1. 無料診断【わが家の専門家診断事業】

【対象建物】

昭和56年5月31日以前に建築、工事に着手した木造住宅
(プレハブ、ツーバイフォー工法等は対象外です)

【申込者】

所有者または居住者

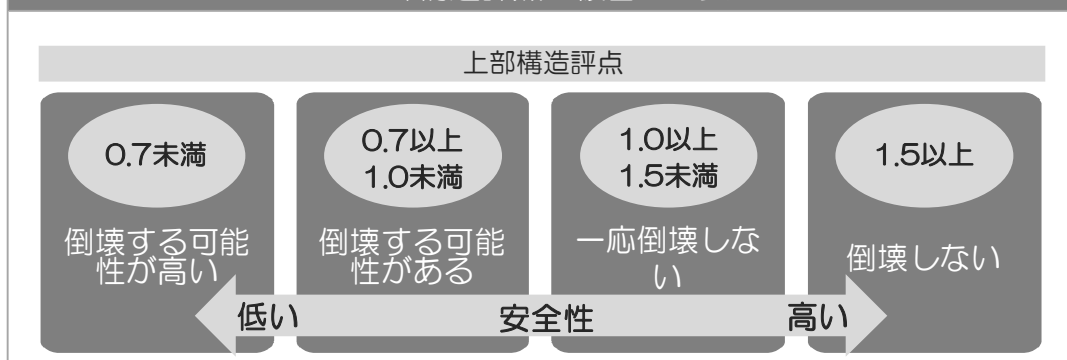
【申込方法】

電話、窓口、ホームページにて申し込みができます。

【診断の流れ】

- 1 市から民間の団体へ委託し、担当する専門家(※)が決定
(※) 静岡県が登録している「静岡県耐震診断補強相談士」
- 2 耐震診断のための現地調査の日程・時間について専門家から申込者へ電話連絡
- 3 現地調査当日は、住宅の状況を確認しながら専門家が耐震診断を実施
(診断中は、立会いをお願いします。)
- 4 後日、診断結果報告のため専門家が再度訪問。その際、補強方法などの相談も可能です。

上部構造評点と被害の目安



2. 補強工事の実施【木造住宅耐震補強助成事業】

【補助建物】

耐震診断の結果、1階上部構造評点1.0未満と診断された木造住宅

【補助を受けるための条件】

- ・相談士(※1)の作成した補強計画(設計)に基づく耐震補強工事であること。
- ・1階上部構造評点を1.0以上かつ0.3以上向上させること。
- ・相談士(※1)が工事監理を実施すること。
- ・浜松市に登録している施工事業者(※2)が工事を実施すること。
- ・事業PRへの協力
(※1) 静岡県耐震診断補強相談士(窓口、市HPにて名簿の閲覧が出来ます。)
(※2) 浜松市木造住宅耐震補強助成事業登録施工事業者(窓口、市HPにて名簿の閲覧が出来ます。)

【補助額】

補助率	対象事業費の8割以内
補助額	最大100万円

<p>高齢者のみが居住する住宅等</p> <p>左記の金額に加えて、下記条件を満たすと20万円加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者のみが居住するもの ・身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級1級又は2級の者が居住 等
--

高齢者のみが居住する住宅等
20万円

○補助金額イメージ

事業費150万円の場合
(設計20万円、工事130万円)

事業費8割補助 100万円	自己負担額 30万円
------------------	---------------

事業費70万円の場合
(設計15万円、工事55万円)
※自己負担額がないケース

事業費8割補助 56万円	高齢者のみが居住する住宅等 14万円
-----------------	-----------------------